

三重県シンガポール向け活カキ輸出に関する証明書発行要領

(目的)

第1条 本要領は、三重県シンガポール向けカキ衛生管理プログラム（以下「衛生管理プログラム」という。）における、証明書発行にかかる手続き及び必要事項について定めるものである。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 活カキ：シンガポール向けに輸出される生きたマガキ (*Crassostrea gigas*) 及びイワガキ (*Crassostrea nippona*)
- (2) 浄化：微生物汚染低減を目的に、水槽に入れたカキに紫外線等で殺菌した海水を換水しながら浸す作業
- (3) 浄化施設：浄化を行う施設
- (4) 水産振興課：三重県農林水産部水産振興課
- (5) 証明書：活カキの輸出衛生証明書
- (6) 生産者：衛生管理プログラム第3の生産海域においてカキを生産する者
- (7) 輸出者：活カキを輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理に責任を負う者
- (8) 登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関

(証明書発行の対象)

第3条 本要領に基づく証明書発行の対象となる水産物は、衛生管理プログラムに定める基準に沿って生産された活カキとする。

(証明書の申請手続き)

第4条 輸出者は、活カキの輸出を行うごとに、別紙様式1（申請書様式）、別紙様式2（衛生証明書様式）に次の①から⑥までの書類を添付して、誓約事項を了承のうえ、証明書発行機関あてに申請を行う。

なお、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

- ①インボイスの写し
- ②パッキング・リストの写し
- ③販売証明書等（輸出の可能な範囲は、衛生管理プログラム第3で指定された第1種区画漁業権の漁場区域に限られるため、漁業権番号を記載すること。）
- ④自主回収の計画書
- ⑤浄化施設が保健所に登録されたものであることを証明する書類の写し
- ⑥衛生管理プログラム第4で定める水質基準及び衛生的基準を満たしていることを確認できる、登録検査機関が発行した、発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、

過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内。)の試験成績書の写し。なお、同一の取扱施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。

※⑤は初回輸出時及び変更があった場合のみに添付

- 2 証明書発行機関は、別紙様式1の記載内容と関係書類の内容が合致していることを確認するとともに、衛生管理プログラム第5に定める改善を指示されていないことを確認したうえで、輸出者から提出された別紙様式2にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、証明書発行機関の者が署名し、農林水産部長印を押印し、証明書を発行する。
- 3 証明書発行機関は、衛生管理プログラムに基づく証明書発行申請の内容の確認等にあたり、必要に応じて、輸出者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- 4 予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式3(取消願様式)を提出すること。すでに輸出者が証明書を受領していた時には、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に返却すること。なお、証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。
- 5 証明書発行機関は、次のいずれかに該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止する。
 - ①提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められるとき又はその疑いがあるとき。
 - ②過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した場合に、証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。
 - ③活カキの生産海域が、衛生管理プログラム第7に定める出荷自主規制の要請期間中であるとき。
 - ④輸出者及び輸出者に関係する活カキ流通事業者が、衛生管理プログラム第8の(2)に定める指示を受けているとき。
 - ⑤その他相当の理由があると認められるとき。
- 6 証明書を発行する機関は、水産振興課とする。
- 7 郵送での証明書の交付を希望する場合は、送付に要する経費は、証明書の発行を申請する者が負担することとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年12月20日から施行する。
- 2 改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 改正後の要領は、令和2年10月20日から施行する。
- 4 改正後の要領は、令和3年7月13日から施行する。
- 5 改正後の要領は、令和4年7月7日から施行する。